

革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 について

令和5年1月30日

総務省国際戦略局
技術政策課

- 現行基金等を活用した現行事業※¹は、主にBeyond 5Gの要素技術の早期確立を目的。

※1「Beyond 5G研究開発促進事業」:

(予算額) 令和2年度第3次補正予算:300億円(基金:一般財源)、
令和3年度補正予算:200億円(単年度予算措置:一般財源)、
令和4年度当初予算:100億円(単年度予算措置:電波利用料財源)

<新基金の執行イメージ>



- 新基金を活用した新事業※²は、その後の状況（国際的な開発競争の激化、現行事業の進捗状況、情報通信審議会中間答申（令和4年6月30日）等）も踏まえ、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発に対する支援の強化を主たる趣旨とするもの。

※2「革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業」:

(予算額) 令和4年度第2次補正予算:662億円(うち35億円が電波利用料財源)
令和5年度当初予算案:150億円(電波利用料財源)(※電波利用料財源による予算は、電波の有効利用に資する技術の研究開発に充てる。)

- このため、新事業では、

- ① 研究開発プロジェクトの実施者が、自らの投資も含め、社会実装や海外展開に向けた戦略と覚悟をもった取組に対して重点的に支援することとする。その上で、
- ② 中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発、及び
- ③ 電波の有効利用に資する技術の研究開発※³、についても実施することとする。

※3 電波利用料財源による研究開発。

- 重点支援対象（上記①）については、これまでNICTとその外部評価委員会で行ってきた技術面の評価に加え、社会実装や海外展開を見据えた経営・ビジネス面での取組・計画も考慮した上で、具体的なプロジェクトの評価やモニタリング等を実施し、基金全体としてメリハリのついた支援を実施することとする。

資金配分方針・支援スキーム（検討中の案）

プログラム名	趣旨・支援対象	1件あたり 支援規模(想定)	支援 スキーム
① 社会実装・海外展開志向型 戦略的プログラム（仮称）	我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装、知財・標準化、海外展開に関する野心的な目標を設定し、企業等のコミットメントを引き出せる戦略的なプロジェクトを組成し、重点的に支援	～数十億円 程度/年	助成 を基本
② 要素技術・シーズ創出型 プログラム（仮称）	中長期的視点で取り組む（実装まで一定期間を要する）要素技術の確立や技術シーズの創出のための提案公募型の研究開発	～1億円 （最大数億円） 程度/年	委託
③ 電波有効利用研究開発 プログラム（仮称）	電波法の規定に基づき総務大臣が技術基準の策定に向けて行う電波の有効利用に資する技術の研究開発	開発規模に応じ、 上記①/② と同程度	委託

（注）現行事業により既に進行中のプロジェクトについては、新基金に基づく新制度に移行することを基本とする。ただし、ステージゲート評価等において一定の評価を受けたものについては、新制度に応募するための準備期間を確保する観点から、一定の条件の下、原則1年に限り、経過措置による継続を可能とする。

<現行事業の評価指標（NICTの評価委員会）>

評価の項目	主なポイント
① 研究開発の目標、計画・方法、新規性	研究構想や研究目標が具体的かつ明確か、技術の確立時期が適切に設定されているか、計画の実現可能性、期待される研究成果等の新規性・独創性・革新性
② 研究開発の能力、実施体制、予算計画	研究計画に対する遂行能力、組織・人員が十分な体制か、共同研究を行う場合はその有機的連携が保たれ研究が効率的か、各研究開発項目の経費積算内容の妥当性
③ 成果の展開・普及による社会経済分野、研究分野、知財創出・標準化等への貢献	社会課題解決や国際競争力の向上等への貢献性、研究分野の進展や科学技術の発展への貢献、知財創出への期待、標準化活動への期待、民間企業の部門間連携、国際連携への取組
④ B5G実現のための研究開発の必要性等	B5G 実現に必要な技術か、B5G導入時期まで実現可能か、国費で実施する必要性・緊急性、電波の有効利用への寄与（電波有効利用型のみ）

<新事業（戦略的プログラム）の評価指標>

左記の評価指標【主に技術面】

+ 追加

戦略的プログラムについては、

- 政策目標（重点技術分野等）との整合性
- 経営コミットメント
- 市場機会の認識
- 社会実装・海外展開に向けた取組
- ビジネスモデル
- 事業化計画

などといった、事業面の新たな評価指標について検討が必要。

事業面からの適切な評価の在り方の検討や、個別プロジェクトの事業面からのモニタリング（進捗確認・助言等）を実施する体制の構築が必要